



毎月一回一日発行
 昭和40年2月20日
 第三種郵便物認可

6 - 2005

デモの背景に日中双方の変化 中国、ポスト小泉に期待つなぐ

塩沢英一

(共同通信社外信部)



中国で起きた一連の反日デモを分析することで、現在の日中関係が見えてくる。デモが起きた背景、デモにどの程度政府がかかわっているのか。日本側の謝罪要求になぜ中国は応じないのか。今回のデモと中国国内の政局は関係しているのか。

今後の見通し、日本側、中国側のあるべき対応、そして中国の愛国教育について、また江沢民引退後の胡錦濤政権についても触れてみたい。

まだ戦争被害者が生存

反日デモの背景はいろいろな新聞で紹介されているが、問題は中国側だけではなく、日本側にもある。中国側の長期的な背景としては、まだ中国には戦争被害者が生存していること。私は昨年ま

で中国総局に勤めていたが、小泉総理が靖国神社に参拝した後などには、お年寄りの方から「許せない」と抗議の電話がかかってきた。まだ対中侵略が「歴史」になっていない。ただその感情が一

九八〇年代まではあまり表に出てこなかった。というのは八〇年代までは日中友好が中心で、

戦争の責任について日本の軍国主義の指導者と一般民衆は別であるという政治教育が徹底していた。そのために、日本人に対して直接、「家族を殺された」とか非難することはまずなかった。

こういう時代が続いたのは八〇年代前半ぐらいまで。改革開放、市場経済が進み、外の情報も入ってくるし、少しずつ自由にものが言える時代になってきた。九〇年代、天安門事件以降いわゆる

愛国教育がかなり進む。中華民族が誇りを持たなければいけないという民族教育がかなり徹底して行われた。同時に、軍国主義者と一般民衆を区別するという考え方はあまり言われなくなり、被害者も声を出そうという雰囲気生まれた。

その証拠に九〇年代から、国レベルでは放棄した賠償請求について、個人のレベルで対日請求運動を起そうとの動きが起きた。九〇年代前半は天皇陛下の訪中ということもあって、当局は運動を抑えた。しかし、江沢民が実権を握る九〇年代後半ぐらいから対日賠償運動を政府が黙認し、反日運動も展開しやすい状況が生まれた。

次の段階として二〇〇〇年代。象徴的なのは〇一年に世界貿易機関(WTO)の加盟と北京五輪招致の成功があり、九〇年代の経済力の向上に合わせて、国力に自信を付けた。それまでは日本の経済力に頼らなければいけないという負い目も強かった。

〇一年の北京五輪招致成功のとき私は北京にいたが、長安街という目抜き通りが十万人近い人で埋まって歓喜した。北京が五輪招致の都市としてふさわしいと言われたただけのことではかないのだが、民族的な勝利だと大騒ぎした。この反応自体がわれわれから見ると異常で、民族主義が既に危険な状態に達しているのではないかと懸念もこのころから指摘されていた。

限界ラインに「靖国問題」

そういう大きな流れの中で短期的な背景として

は、小泉総理の靖国神社参拝が〇一年八月から始まった。これが中国国内には極めて大きい。歴史問題は教科書とか政治家の不規則発言、さまざまな問題があるが、歴史問題で日本を積極的にたたくという戦術はなかったと私は思う。が、国民に被害感情があつて、毅然とした態度は必要で、中国政府としては総理の靖国参拝をある種シンボライズして、これだけは絶対に譲らないという限界ラインに設定し、国民に示した。

この点で中国が戦術的に誤つたという見方もあるが、八五年に中曽根総理が参拝したとき中国側の強い反発を受けて自粛したという経緯もあり、靖国参拝問題は中国が毅然とした態度を示せば、日本側も譲歩するという読みがあつたのだと思う。

しかし、小泉総理は予想に反して四回連続して参拝した。日本では、総理が参拝しても国民の反応はさまざまだが、中国は共産党の独裁体制ということもあつて、指導者の意見がストレートに世論に反映されやすい。靖国に参拝してもいいじゃないか、という言論は中国では存在しない。参拝はけしからんという方向に世論が収斂していく。

強まる反日感情

しかも靖国参拝が始まってからはかにも不幸なことが重なつた。〇三年に黒龍江省のチチハルで旧日本軍の遺棄化学兵器が工事現場から見つかり、住民四十四人が死傷する事件があつた。九月には広東省珠海で日本人の観光客が集団買春をする事件があり、さらに十月、西安で日本の留学生

が半裸で寸劇をやつたところ、中国人をばかにしたと反発を受けて、西安で大規模な抗議デモが起きた。こういうことが重なつて、中国人の対日感情はかなりの勢いで下り坂になつていた。

最後のきっかけとなつたのが、今年に入つてから表面化してきた日本の国連安保理常任理事国入りの問題。扶桑社の「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書が合格した四年に一度の教科書検定で、中国国内で非常に反発を呼び、デモや署名運動の呼び掛けがインターネット上で広がつて火が付いた。四月下旬に訪中する機会があつたが、中国外務省は「いつかこういうことが起きるのではないかとずっと懸念していた。そして安保理の問題などでついに噴き出した」と言つていた。

中国の特殊な政治状況に先ほど触れたが、中国のメディアは要人が訪中すると、この国はどういう国でわが国とはどういう交流があるとか新聞で褒め、書き立てる。しかし、もう三年半近く日本の総理が訪中していない、あるいは中国の首脳が訪日していないために相手国を褒める報道が全くない。このことは今の中国社会では日本で考える以上に影響が大きく、対日世論を悪化させる要因になつている。

さらに中国の政治的に特殊な状況として、役人は上を見て仕事をやる。今トップは日本に厳しいことを言っている。そうすると、下の者もその路線で対日批判をするのは問題ない、と自分の保身のためにそつちの方向に流れていく。

気付きにくい日本側の変化

日本側の問題は日本ではあまり意識されてないように思うが、対中政策あるいは対中外交が小泉政権になつてから大きく変わつてきた。その一番大きな理由は、やはり対中政策をこれまで牛耳つてきた経世会、竹下・橋本派の衰退が非常に大きいと思う。

九〇年代には、天安門事件で冷え込んだ日中関係を回復するために竹下さんが天皇陛下の訪中を実現させた。極端に中国を刺激することを避ける発想がずっと日本の政治家にあつたし、外務省も竹下派、橋本派と深く結び付いて、中国との摩擦を避ける方向にぎりぎりのところで外交のかじを取るというバランスが働いたが、今はそういうバランスが働かなくなつた。最近も外務省の中国担当者と会つて話したとき、やはり竹下派がいなくなつたことが、外務省にとつても非常に大きいと繰り返して言つていた。

これは単独の問題ではなく、日本のアメリカとの同盟関係の変化にもつながつていっている。象徴的なのは今年二月の日米安全保障協議委員会、日米の共通戦略目標の中に台湾海峡問題が明確に盛り込まれたことだろう。九八年の日米防衛ガイドラインで、台湾海峡は日本の周辺事態に含まれるのかということが議論になつた。当時の条約局長が「台湾海峡も周辺事態に含まれる」という認識を示唆する発言をしたため、彼の首が飛ぶという事態になつた。ところが、今年に入つてあっさり

台湾海峡問題が公文書に入ってしまった。この七年間、非常に大きな変化が日本の中で起きている証拠だと思ふ。

最近も防衛庁の対中政策の担当者に、「よく共通戦略目標に台湾海峡を入れましたね」と言ったら、「もう今は政治面で中国に全く遠慮はいらないう時代になった」と話していた。外務省は大変だろうが、政治的には遠慮がいらなくなったという。中国側から積極的にけしきけるというより、日本の変化に中国側が驚いているのが今の状況の一面ではないかと思ふ。

こうした日本の変化の背景には、当然、日本人の対中感情の変化もある。それは今までも報道されているような中国人による犯罪だとか、中国の経済力の向上によって日本人の対中感情も昔のようにな友好の時代とすっかり変わって冷めたものになった。こういう日本と中国の双方の変化がお互いに共鳴しあって、悪循環となって今の状態まできている。

読みきれなかったネットの影響

そういう結果起きた反日デモに中国政府がどれくらい関与していたのか、官製デモだったのか。アメリカの学者からは事実上、共産党が組織したやらせという分析も出ている。中国の外務省当局者などと意見交換し、自分の取材した範囲では、動員をかけたか、陰で操ってはいない。ただ対日批判、強硬論の言論をインターネット上で放置してきたということはある。過激な行為が起きたと

きに強硬措置で抑え込むことはできなかった。中国外務省の人にデモについての程度把握していたか聞いたら、九日の北京のデモについては集会があることは知っていた、でもそれは二時間で終わると思っていた、集会ぐらいいたら目をつむろうと思っていた、という。

ところが集会では収まらなくなり、一部の人が日本大使館へ向かおうと言いついてもう抑えられなくなった。中国で非合法化されている法輪功とか反政府デモであれば、公安当局独自の判断ですぐに封じ込められる。しかし、反日運動の場合には大衆運動の場合には、暴力を伴う強硬措置をするにはトップレベルの判断が必要だ。現場で公安当局は判断ができなかったということだと思ふ。

先日、中国の対外宣伝部門を担当する新聞弁公室の趙啓正主任が共同通信のインタビューに就いてデモについて語っているが、インターネットを使った大規模デモはわれわれにとって初めての経験で、ネットがどのような作用を及ぼすのか、どのようにネットを通じて組織されるのか、把握できなかった、とはつきり認めている。中国は伝統的に宣伝部が情報を基本的にコントロールしている社会だが、インターネットが情報化を進めて当局も予測できないような新しい事態を引き起こす時代に中国も入っているということが今回のデモから言えると思ふ。

謝れない中国

北京でデモがあった後に、日本が謝罪を求め

た。中国の喬宗淮外務次官は北京で阿南大使に遺憾の意を伝えた。ところが翌日、町村外相が東京で王毅大使に会ったところでは、現在の日中関係の局面に中国側に責任はないと言って謝罪を突っぱねた。四月二十三日の首脳会談でも、謝罪問題は直接取り上げずに中国は謝っていないということになっている。

日本人から見れば大使館に石を投げたり、ガラスを割ったりするのは極めてけしからん行為で、なぜ中国は謝れないのかというのが正直な感情だ。中国外務省の対日当局者は、日本の人が怒る気持ちはよく分かる、破壊行為は確かに悪いことだ。しかし、申し訳ないと言ってしまうと、反日運動が対中国政府批判に転じる可能性がある。だから頭を下げられない、と率直に言っていた。国内向けを意識してなかなか謝れない。なぜ国内向けなのか、破壊行為は誰が見ても悪いじゃないかと言うと、「実は中国はまだ法治国家になつていない」と言う。

この言葉の意味がすぐには分からなかったが、民衆の価値観では、法律を犯したら悪いということではなく、道徳的に日本が悪いなら多少の破壊行為をしてもいいと考えられるという文化的な違いを指している。

三週間も続いたデモは、やはり中国国内の政局と関係があるのか。江沢民は対日強硬派だった。この人の影響力がまだ強いから、今回のデモも江沢民の影響力があって起きているのではないかと

いう分析も一部にある。

指導部内の混乱も

私が取材した限りでは江沢民の陰を明確に指摘する人はいなかった。ただ中国指導部内、胡錦濤政権の中に意思の不統一があったのではないかと。

日本に対する反発は非常に強いものがあるわけで、中国の中でも外務省、対外政策を党のレベルで担当する中央対外連絡部あるいは人民解放軍、経済部門、さまざまなところで対日対応に温度差がある。公安当局にもあると思う。そうした中で日本はけしからんから少しやってもいいという発想が一部にあったのではないかと。そういう一部の緩みが今回の暴走を許した面もあったと思う。

だからこそ、中国は日本の批判を受けた後、十九日から全国各地で日中情勢報告会を始めて、日中の大局がどういものであるか、中国の経済建設の過程では日中関係は重要であるということなどを強調している。これは中国の政治教育の常套手段で意思統一を図るため党大会のときなどこういう報告会を各地で常にやるが、今は日中関係で異例の報告会を全国レベルで展開している。

日中は昨年あたりから極めて不安定な関係に入ったと思うが、今後の見通し、日本は何ができるか。中国はデモについては抑え込む。対日重視の報道が増えた。デモが改めて起きないように本格的に動きだした。一方で完全にデモを封じ込めるかというところも自信はないようだ。中国外務省側も、抗日戦争処理六十周年の今年、五回目の靖

国参拝があればもっと大きなデモが起きるのではないかと懸念している。

個別の議題で極めて懸念されるのは東シナ海のガス田問題。日中境界線は日本の主張であって、中国側も大陸棚による境界線という主張を取っている。今までは双方意見が違ふということに触れなかった。しかし、今回日本が日本の主張に基づいて試掘をするということで中国はかなり神経をとがらせている。日本が試掘のため船を出せば、中国は強硬措置に出てくるから東シナ海で両国の船が対峙する事態になって、もし事故でも起きればさらに緊張する。それを回避するため日本政府もそれなりの対応をすると思うが、今の時点では日本政府も強い態度を示しているの、状況次第でどうなるか分からない。

中国は日本とどう付き合おうとしているかと言え、決定的な悪化は回避しつつも小泉政権下の関係改善は既にあきらめているのが本音。今年三月に守屋防衛次官が訪中して防衛協議を行った際に、日中間の懸案である艦艇交流について協議した。二〇〇一年から靖国参拝をするたびに中止になっている。今回、中国側は〇七年にやりたいと言ってきた。〇七年になれば小泉政権も終わっているだろうと踏んでいる。小泉政権下での大幅な関係改善は期待していない証左だ。

靖国参拝は中国にとって歴史問題の最後の一线でシンボライズしてきている以上、参拝をしないとか分祀をするとか、何らかの方法で解決するの

が日本の外交にとつては得策ではないかと思う。中曽根総理も八五年に参拝したが、中国の反発を考えて自粛した経緯がある。今の日本の中ではたじろがず毅然として、という言い方もあって意見が分かれるが、外交問題化している以上、一方的に主張するだけでは通らない。

中国側にも問題はあるにせよ、靖国がシンボライズされ、国民感情もそこに集中しているという現実を踏まえて、何か解決の道を探るのが賢明な選択だと思う。

今、日本はアメリカ一辺倒だと感じるが、日本の立場からすれば中国、アジアとの関係も強化して軸足を両方に置いた外交をするのが賢明だ。大國の狭間にある多くの国は二また、三またをかけた大國をけん制しながら自國の利益を追求している。アジアや中国との関係がよければ、逆にアメリカに対しても日本は強く出られる。今はアメリカからもなめられるし、中国、アジアの国からもアメリカ一辺倒だと見られている。

北京駐在の前にインドネシアのジャカルタに一年半ほど勤務したが、アジアでも日本のアメリカ一辺倒の政策には物足りなさを感じるという声が多かった。歴史問題を完全には解決できないにしても、日本がアジアに軸足を置くことをもって明確にすれば、もう少し外交の展望も開けてくるのではないかと思っている。

出てきた「愛国教育」の影響

九〇年代、愛国教育が強くなったと言われている

るが、中国の愛国教育は大きく二つに分かれる。一つは中国共産党の正統性、抗日戦争時代に共産党が日本と戦って勝利したから今の中国があるという政権の正統性を強調するための教育。

もう一つは民族教育、自分たちは阿片戦争以来、屈辱の歴史を経てきている。だからこそわれわれ中華民族は強くならなければいけない。一つの強力な政党があつて、中国人は団結して中華民族を復興させなければいけない。八九年の天安門事件のとき、中国人民は一度共産党にノーを突き付けた。市場経済になったら共産党はいらない、一党独裁はもうたくさんだと矛先を政府に向けたが、中国はここで民族主義のトリックを使った。民族が団結して自分たちが世界の大国になるためにはまだ共産党は必要、ということをや政権基盤強化のために愛国教育で吹き込んだ。

このトリックは成功したが、中国人は民族意識が非常に高くなった。日本でも分析が出ているが、九〇年代は中国の国際環境は安定していて民族主義が高まる環境になかった。民族感情を利用して阿片戦争で清朝が外国に蹂躪された、日本の占領によって屈辱を受けたという屈辱感を若い世代に植え付けた。その裏返しが反日になる。そういう文脈で見ると、小泉総理の参拝は中国人の屈辱感を塩を塗る抜群の作用があつた。中国の学者が、「デモの先頭に立ったのは二十代の若い人たちで歴史はそんなに知らなかった。しかし、靖国参拝を日本の総理が続けたことで歴史を勉強し

直し、逆に民族意識を高めてしまった」と皮肉交じりに言った。総理の参拝が極めて教育的効果があつたというわけだ。

胡錦濤のライバル

胡錦濤政権の特徴について考えてみたい。江沢民の影響ほどの程度かと言うと、今の指導部人事の中には江沢民が送り込んだ人がたくさんいるわけ、依然人事の面で影響力を持っていることは事実。

しかし中国は世代交代のシステムが少しずつできていて、新しい人事を胡錦濤が進めている。大事なこと決定する時に江沢民に声を掛けている可能性はあるが、着実に胡錦濤政権は足場を固めている。

江沢民は最高権力のポストである中央軍事委員会を五年間維持したかつたと思うが、昨年九月に突然辞めたのは、やはり国内の圧力、一般民衆や、見逃してならないのは中南海、政治の中心地に住んでいる中国の長老政治家の影響力が大きかつたからだ。政治局常務委員だつた宋平の圧力が掛かつたと言われる。胡錦濤も温家宝も共に地方、甘肅省にいた時代に宋平が育てたと言われている。状況は確実に胡錦濤の方を向いている。

本場の敵は江沢民ではない。胡錦濤のライバルは現在の指導部内におり、特に注目されるのは曾慶紅国家副主席。両親ともに革命家、自分の友達には指導者の息子がたくさんいる。個人的なネットワークで政治的な策略にたけている。

典型的な官僚で一流大学を出て地道に官僚ポストを上がってきた胡錦濤とは対照的。曾慶紅は、日本と何かトラブルが起きても日本の政治家をパイプに使う柔軟さがある。危機とか新たな状況が起きたときに曾慶紅の方が能力を発揮できる可能性はあるし、野心を持ち続ければどこかで胡錦濤と対立する局面が起きる可能性はある。

共産党政権の基盤は死守

最後に中国指導部の読み方について、基本は国益（経済建設）だ。中国については情報がなくなかなか先読みができないことが多いが、最優先に考えているのは経済発展、国が強くなること。すべてこの基準で考えれば中国が何をしようとしているか大体分かる。

今回のデモについても「中国は経済的な打撃を受けても歴史問題で日本と徹底的にけりを付けると腹をくくつた」というような分析が中国問題の専門家からも出たが、結果はそうはならなかつた。ここで日本との関係が冷え込めば国益を損なうという認識から急速な抑えに入っている。外交も経済建設に服従するとはつきり言っている。最後の落としどころはおのずと見えてくる。

ただし一つだけ例外があつてそれは党益、共産党政権が危うくなるようなときは、一時的に国益を損なっても自己保身のため若干暴走する可能性は否定できない。

(本稿は四月二十七日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した)

司法への理解と信頼を期待

「裁判員制度」の広報に取り組み

(法務省大臣官房秘書課広報アドバイザー)

渡邊 文幸

「砂漠に水をまく」

昨秋九月末、定年まであと四年半ほど残り、三十余年勤めた共同通信社を定年前退職した。

東京社会部記者を振り出しに、広島、京都各支局、大阪社会部、政治部、メディア局編集部などを歴任した。電話での原稿のやり取りに始まり、数年前に転居した汐留メディアタワーではコンピュータ機器に囲まれて過ごした。

この間、記者の顔の見える記事から、無機質の匿名記事に変化を遂げた。成果主義が導入され、何とか賞というのも増えたようだが、これが共同の記者全体の質向上にどう役立っているのかは知らない。

翌十月より、新たに法務省に任官し、現在は大臣官房秘書課で、「広報企画アドバイザー」を務めている。当時の人事部長によれば、「共同から霞が関官僚になるのは初のケースではないか」ということだった。

法務省側も、司法制度改革の大きな流れの中にあつて、これまでの受け身の広報から能動的な広

報への転換を迫られていた。このため広報センスを求められ、急ぎよ転職話がまとまったのである。政治部時代に非主流だった法務省を担当した経験が長かったためで、「門前の小僧」的知識が多少役立ったと言えるかもしれない。

現在、昨年成立したいわゆる裁判員法に基づき四年後の二〇〇九年五月までに始まる裁判員制度の広報活動や、法務省職員に対する研修講師などを専ら務めている。これまで広報などはおおよそ無縁だった法務省だけに、まずは役所の意識改革の必要性を痛感させられている。

ある検察高官が大手広告代理店に相談したら、「砂漠に水をまくようなものですね」と言われたという笑い話のような話もある。ここでは裁判員制度について述べてみたい。

候補者名簿からくじ引き

裁判員制度は、殺人や強盗致傷など重大な刑事事件の一審裁判に、市民が参加する制度である。

裁判官と一緒に有罪か無罪か、有罪の場合にはどんな刑罰を科すべきかを判断する。

原則として、裁判官の人数は三人、市民から無作為に選任される裁判員の人数は六人と決められている。ただし起訴事実を認めている事件など、一定の要件が認められる場合には、裁判官一人、裁判員四人となることもある。

前年に、全国の各地裁の管轄区域内に住む有権者(選挙人名簿)から、くじ引きで裁判員候補者名簿が作成される。この中から一事件ごとに選任手続きを実施し選ばれる仕組みだ。

裁判員裁判の対象事件数は全国で約三千件(〇三年)。対象者数が約一億二百二十万人なので、一事件について裁判員候補者として五十人から百人が裁判所に呼び出されると、一年間で約三百三十人から六百五十人に一人という勘定だ。禁固以上の刑を受けた人は裁判員になれないし、七十歳以上の人、学生や生徒などは辞退できる。

裁判員制度が導入された理由はこう説明されている。市民が裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになる。「その結果、国民のみさんの司法に対する理解と信頼が深まること期待されています」(広報パンフレット)。

しかし、この裁判員制度について、なかなか市民の理解が進んでいないようにもみえる。

「不参加」表明が7割

最近の内閣府の世論調査によると、裁判員制度を「知っている」とする人が約七割に達した一

方、「裁判員に参加したくない」とする人もほぼ同じ割合になっている。

内閣府は今年二月、全国二十歳以上の男女三千人を対象に初めて裁判員制度についての世論調査を実施し、面接聴取して回答（回収率六九％）を得た。

それによると、裁判員裁判に参加したいかどうかを尋ねる質問では、「参加したい」が四〇％、「参加してもよい」が二二％で参加派は計六二％にとどまり、「あまり参加したくない」「参加したくない」各三五％と不参加派は七〇％だった。

NHKが今年一月に実施した世論調査でも参加派三二％に対し不参加派六四％だったから、ほぼ同様の傾向を示していると言えよう。

内閣府調査では、参加したいと思う理由については、「国民として協力したいと考えるから」が四九％、「犯罪防止や治安に関心があるから」が三二％、「今後、自分の人生において役に立つかもしれないから」「国民の義務だから」が各三〇％などである。制度の趣旨が次第に市民の中で正しく理解され、期待も出てきていることをうかがわせる。

一方、参加したくないと思う理由については、「有罪、無罪などの判断が難しそうだから」が四七％、「人を裁くということをしたくないから」が四六％、「裁判員裁判の仕組みをよく知らないから」「裁判や事件というものにかかわりあいたくないから」が各二四％などとなっている。

裁判員裁判に関して知りたいこととして、「裁判員の安全やプライバシーの保護」が四二％、「裁判員の具体的な役目」四二％、「裁判員制度が導入される意義」三五％などが挙げられていることを併せ考えると、制度を真剣に考え始めていることの表れともみえる。また都会より町村部、男性より女性、若年層より高齢層が不参加の傾向にあるようだ。

さらに最高裁、法務省、日本弁護士連合会の法曹三者が協力して広報活動を推進していく必要があるとともに、会社員や介護・養育をしている人などが参加するための早急な条件整備も必要なことと示している。

変わる刑事司法

法曹三者は裁判員制度の導入に伴い、昨年八月、国民に制度の意義・内容について理解と関心を深め、進んで刑事裁判に参加してもらうよう「積極的に広報活動を実施するため、情報交換、企画の決定・実施・推進について協議する広報推進協議会」を設置した。

「弁護士抜き法案」などとかく争いが絶えなかった刑事司法の世界では、法曹三者が連携・協力して施策を推進するなどこれまで考えられなかった来事で、時代の様変わりをおぼやされる。

広報については、法務省は制度の意義の周知、最高裁は具体的運用の説明などと振り分け、前者が三・二億円、後者十三億円の今年度予算を取り

付けている。

法務省は刑事局の裁判員制度啓発推進室を中心に、検事を各地・各団体へ派遣する「出前教室」をはじめ、模擬裁判、シンポジウム、タウン・ミーティングなどを実施している。最高裁も外部委員も入れた懇談会を設け、模擬裁判など活発な広報活動を展開している。

日弁連は、裁判員制度実施推進本部に法廷用語の日常語化プロジェクトチームを設け、アナウンスなどを呼んで研究している。世論調査でも、裁判官への希望として、「分かりやすい言葉を使ってもらいたい」が七六％と圧倒的だった。

昨年十一月に広島で行われた住民大学と広島地検の共同企画には、法務省啓発推進室の検事らが出席し、住民に裁判員制度を懇切に説明した。出席した老人からは「赤紙が来ても、拒否できるのか」と質問が飛び、笑いを交えた和やかな講義となった。

また今年一月、お茶の水女子大学付属中学校で行われた模擬裁判には、同じく検事らが出掛け、社会科授業の講師を務めた。裁判員制度の説明も行われたが、活発かつ熱心な質問が相次ぎ、検事がたじろぐ場面もあった。

この五月には、法務省刑事局が法曹三者の協力により制作した広報用ビデオ「裁判員制度——もしもあなたが選ばれたら」（六十分）が完成し、試写会も行われた。野沢太三前法相も特別出演する力の入れようだ。

物語は平凡な会社員の元に、「あなたは裁判員候補に選ばれました」という一通の通知から始まる。実際に起きた障害致傷事件をモデルに、検事とライターが共同執筆した。

評議の場は誰もが人を裁くことに不安で、議論は進まない。裁判員という制度そのものに疑問が投げ掛けられたときに、裁判長は「同じ社会に生きる人間として、問題を共有して考えることに意義があるんですよ」と答えた。

裁判員たちは、裁判員として他人の事件にかかわることの意義を考えるようになる——という筋である。

裁判長の「無関心こそ、最大の罪です」という台詞には少し違和感も覚えなないわけではない。だが、まあ広報用としてはいい出来栄ではないだろうか。裁判員裁判の実際の流れがよく分かり、ぜひとも一見されることをお薦めしたい。

直接民主制への可能性探る

内閣官房で長く司法制度改革に取り組んできた担当者は、こう改革を振り返っている。

「改革の機運は、バブル崩壊による社会の構造改革により、事前規制型社会から透明なルールによる事後チェック型社会への移行によってやってきた。これに呼応して、裁判所による紛争の早期解決を求める声を経済界から上がり、司法制度改革を求める声が相次ぎ、一気に改革の機運が盛り上がった」

裁判官・検察官の率直な感想は、自分たちには与えられた課題にはおおむね誠実に取り組んできた。精密司法・調書裁判への批判は強かったが、市民を飾りに参加させるだけではないのかという見方もある。

「刑事裁判を長くやった裁判官であればあるほど、裁判員法廷で適切な審理ができるのかという不安を感じている」と指摘する元裁判官もいる。実際のところ、関係者は「自分たちが思っていたより、二、三步先へ進んでしまった」という感じを否めないようだ。

かつては日本にも刑事陪審制度があった。陪審制は、一事件のみを担当し、裁判官を交えず、陪審員だけで独立して事実認定をすること、有罪か無罪を決定（大陪審）する。米映画「十二人の怒れる男」で知られる。

陪審法は、大正デモクラシーの影響を受けて、原敬内閣が方針を決め、成立までに五年を要した。一九二二（大正十二）年に陪審法が公布され、二八（昭和三）年に施行された。

死刑・無期に当たる事件は必ず陪審（法廷陪審）だが、長期三年以上に当たる事件は被告人の請求があった場合（請求陪審）、裁判官は陪審の判断を拒否（陪審の更新）することができるとの特徴をもっていた。

戦時中の四三年に「停止」されるまでの十五年間で、陪審公判総数は四百八十四件しかない。うち有罪三百九十八件、無罪八十五件、公訴棄却一

件、無罪率一七％（〇三年の無罪率〇・〇〇九％）である。実際には、被告人が陪審裁判を辞退することが多く、年々減少していったという。戦前の陪審制は失敗した。

一方、フランスやドイツなど欧州で広く採用されている制度は、職業裁判官と市民の合議による参審制度である。日本の裁判員制度もこれに近いものと言えよう。

裁判報道との関連では、裁判員への接触規制や偏見報道などの問題がある。裁判員には、秘密漏示罪（懲役・罰金）が設けられている。

憲法上の権利である「報道の自由」を制約するのは適当ではないことから、やはり報道機関の自主的なルールが期待されている。日本新聞協会は、立法のときから、「表現の自由」「報道の自由」に十分な配慮を求めている。

裁判員裁判では、これまでの刑事裁判と異なり、裁判官・検察官・弁護人三者が市民を相手に分かりやすい言葉で説得しなければならぬ。取り調べの可視化が求められる理由であり、何よりも法律家の意識改革が要請されるところである。

陪審制を政治制度としてとらえる考え方があつたが、これにならば裁判員制度についても同様のことが言えよう。市民自らが同じ市民の犯罪を裁くのである。日本の代議員制民主主義が限界を示している現在、直接民主制への期待をつなぐものとなるかもしれない。

（元共同通信社メディア局編集部次長）



「言語文化の保全」が課題に

EU加盟のリトアニア新聞事情

欧州連合（EU）は二〇〇四年五月一日、新たに十カ国を加盟国に迎え、総計二十五カ国の大所帯となった。これら新参加の十カ国は、民主主義、市場経済、EU法の受容など、政治、経済、法制の三分野にわたるEUの「コペンハーゲン基準」を満たしたとされる国々である。その中にリトアニア、ラトビア、エストニアのいわゆる「バルト三国」がある。

そこで今回は、ドイツのメディア専門誌『ジュルナリスト』の記述ほかにより、リトアニア新聞界の現状をまとめた。他の二国についても早めに紹介したい。

リトアニアではメディアが一種の飽和状態にある。人口三百五十万人の国民に対し、全国紙と広域地方紙のほか、四十四の各地区に小規模の新聞が数紙ずつ存在し、激しい争いを繰り広げている。一九九〇年代には四百五十の日報を数え、その後大幅に減少したが、それでも〇二年にはまだ三百五十四紙を数えたという。

この中で同国最大の新聞『リエツヴォス・リタス』は発行部数十万部余り、十五歳から七十五歳にわたる国民の五人に一人が読者と言われ、これ

を中心に複数の地方新聞などで構成される一種のメディア王国を形成している。

海外からの投資はまばらな状態にとどまっているが、評価の高い地方紙『カウノ・ディエナ』は複数の北欧投資家の支配下にあり、初の民間テレビTV3はスウェーデン、TV4はポーランドの資本の下にある。

プレスと情報の自由は憲法によって保障されており、検閲は禁止されている。九六年に制定されたマスメディア法が、ジャーナリストの倫理規程の順守を義務付けている。しかし、激しい競争のため、報道はそれを逸脱した情緒的、扇情的な傾向が強い。『リエツヴォス・リタス』のような信頼されている新聞も、第一面にローカルな問題を取り上げ、情緒的でプライバシーに立ち入った記事が多く、明らかに間違った記事も訂正しないままに放置されるという。

同国第二位の新聞『レスプブリカ』は、ユダヤ人による世界支配の恐れを、風刺画を載せたりしながら国民に警告するシリーズを掲載し、全国的なスキャンダルとなったが、同紙はこれに傷つくことなく、ある社員は「これで新しい多くの読者がついた」と語ったといわれる。

同国には『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング』のような高級紙はほとんど存在しない、とドイツ通信社の記者は言う。

リトアニアのジャーナリストは比較的高いイメージを享受し、カトリック教会の牧師や中央銀行

の行員などに次ぐ評価を受けているというが、その経済状態は厳しい。公式には月に約百五十ユーロの最低賃金を受けているだけだが、大部分のジャーナリストは「封筒に入れた給金」という形で、その何倍もの「黒い」賃金を受け取っている。その金額は全国平均で約四百ユーロほどに上る、と新聞関係団体は推定している。そしてこれが社会的安定を乱しているという。

リトアニアに特徴的な問題として、メディアの言語使用に対する統制制度がある。十人の言語監視官がメディアに対し、正確なりトアニア語の使用を規定している。「言語法」の順守を監視している。明らかに外国語と特定できる言葉、特にEメール、イメージなどの英語の使用を禁じている。これらの日常生活に広がっている言語は、言語学者の見解によると、リトアニアの言語的遺産を危険にさらしている。リトアニア語はインドゲルマン語族の中で、ラトビア語とともにバルト語派を構成する古い言語で、多くの点でサンスクリット祖語の面影を残しているという。

EU拡大の年に当たって、メディアの誤用に対して、〇四年五月初めのEU加盟までだけで、〇三年全体の数とほとんど変わらない三十件に罰金が科された。

リトアニアは広くヨーロッパ世界への開国と、言語文化の保全という課題との間で、難しい対応を迫られることになったようだ。

（広瀬 英彦 II 東洋大学名誉教授）

多チヤンネル、ネット化進む 英総選挙とメディア

小林 恭子
(在英ジャーナリスト)

五月五日、英国で四年ぶりに総選挙が行われ、

史上初めて三期連続で労働党政権が誕生した。昨
年秋の米大統領選挙では、個人の日記形式の簡易
ホームページ「ブログ（ウェブログ）」が新しい
ジャーナリズムとして確立する機会となったが、
英国ではブログは日本や米国ほどの人気にはなっ
ておらず、その代わりに英国放送協会（BBC）
などを筆頭とする大手メディアが中心となって、
多種多様な視点を有権者側に提供した。多チヤ
ンネル・デジタル放送やネットを通じての情報提供
が多用されるようになったのも今回の特徴だ。

一方、投票率は六一・三％で、昨年の五九・三
％からすると微増。英国の総選挙では七〇％台が
長年続いており、昨年の投票率は一九一八年以来
最低となっていた。投票率の低下は、政治家や政
治そのものに対する不信感が強くなっているとい
う分析と、景気が好調で大きな争点がないため、
また労働党と野党保守党との政策に大きな違いが
見られないために、国民がわざわざ投票をしよう
という気になれないでいる、という見方がある。
選挙戦期間中の世論の形成要因、ネット機能を
駆使する既存メディアの試みを検証する。

支持政党を持つ新聞

世論形成に長年大きな影響力を持ってきたのが
新聞だが、日本と比較した場合の特徴として、英
国の新聞は中立を目指さない点がある。社主の意
向でそれぞれ独自の支持政党を持ち、読者もこ
うした新聞のスタンスを了解して記事を読む。

高級紙では発行部数が最大の『デーリー・テレ
グラフ』は伝統的に保守党支持。メディア王ルパ
ート・マードック氏はブレア首相支持で、従って
『タイムズ』は労働党支持となる。

四大高級紙の中で左派の『ガーディアン』は労
働党支持。『ガーディアン』よりもさらに左なの
が『インデイペンデント』で、八六年の創刊当初
より特定の支持政党を持たず、「独立している
（インデイペンデント）」としてきたものの、欧州
政策に重きを置く第二野党・自由民主党や労働党
のブラウン蔵相（ブレア首相のライバルで次期首
相と目されている）を支持している。

左派系シンクタンク、フィデラル・トラストの
ディレクター、ブレンダン・ドネリー氏による
と、「高級紙はその支持政党を巧妙に隠す場合に
多い」。例えば、ブレア支持の『タイムズ』であ

ってもブレア批判の記事を出し、保守党支持の
『デーリー・テレグラフ』でもハワード保守党党
首に対して厳しい記事も出す。同氏によると、
「高級紙として、バランスのとれた新聞であるとい
うことを読者に示すため」という。

今回は選挙とあつて、各紙はそれぞれの信条を
明確に出した。投票日の直前に『タイムズ』（労
働党）、『ガーディアン』（労働党）などがそれぞ
れの支持姿勢を社説で表明したのに加え、週刊誌
『エコノミスト』も、四月三十日―五月六日号で
「選択肢はほかになし」とする見出しを付けたブ
レア首相の大きな笑顔の写真を表紙とした。

『サン』、労働党支持を宣言

高級紙に比べて庶民的で読者の感情に直接訴え
かけるような記事が満載のタブロイド紙・大衆紙
紙の中で最大の発行部数三百万部を誇る『サ
ン』は長い間保守党支持で、九二年の総選挙でジ
ョン・メージャー氏が率いる保守党が勝利した際
に、翌日の一面で「私たち（『サン』）が勝った」
と勝利宣言したエピソードが知られている。

『サン』は、九七年の総選挙で、突如ブレア氏
が率いる労働党の支持にくら替えした。この年は
労働党勝利となったため、「常に勝つ側にいる」
とも言われている。二〇〇一年も労働党支持だった
が、〇五年も四月末、ブレア氏支持を明言した。
『サン』が支持表明というだけでも、既に労働党
勝利というメッセージが伝わる効果があった。

『サン』の政治部長トレバー・カバナー氏は四月中旬、ロンドンの外国プレス協会の会見で、「実際に『サン』が影響を及ぼすことができるのかどうか本当は分からない。あるとしても、せいぜい支持率を二%上げるぐらいだろう」と述べている。しかし、二%は政党側にすれば大きい。タブロイド紙の影響力に注目する政治家たちは、特定の文脈の中で話題づくりを狙って、頻繁に情報をタブロイド紙に流す。

『サン』の場合、マードック氏とブレア氏との親しさから政府の、しかも首相近辺の人物でなければ知り得ないような情報がリークされるケースもたびたびある。例えば総選挙の期日はまず『サン』にリークされた。こうしたリークが結果的に大スクープとなるので、大衆紙が何をどう報道するかで、今後の政界の動きなどを見て取れるという面が出てくる。政治家も知識人も大衆紙の見出しに注目せざるを得ない状況となる。

単なる「支持」どころか、露骨な宣伝紙になっってしまうタブロイド紙もある。『デーリー・ミラー』はもともと労働党支持だが、近年はイラク戦争をめぐるブレア政権の批判を続けていた。

昨年、編集長交代があり、『デーリー・ミラー』は労働党に好意的なスタンスに編集方針を戻したようだ。四月六日号では、一面がブレア首相の手書きの手紙。中面で読者に向けた五枚の便せんに書いた手紙の文面が掲載されている。「ミラー」読者のおかげで、九七年、政権を取ることができ

た」というもので、「三百字以内でブレア氏に手紙を書こう」と呼び掛けるコラムも付いていた。

『新聞』というよりも宣伝紙と言っている。『フィナンシャル・タイムズ』の雑誌『FTマガジン』の編集長ジョン・ロイド氏は五月七日号のコラムで、これまで選挙の行方に影響を持つとされてきたタブロイド紙だが、憤りの感情を基にした扇情的な見出し（「ブレアがうそをついて私たちが戦争に追いやって！」）、「病院の予約を取るのに何日も待つなんて！」）に、有権者はそのうちあきあきするのではないかと書いている。

テレビで人柄を観察

英国民は、新聞よりもテレビやラジオのニュース報道に信頼を置いているが、放送業界は衛星放送を除き全放送局が公共放送となり、一定の基準を維持することを法的に義務付けられていることが背景にある。ニュース報道の場合は公正であること、バランスを保つことなどが条件となる。

テレビ放送でハイライトの一つとなったのが、鋭い質問で知られるBBCのジェレミー・パックスマン氏が、ブレア労働党党首、ハワード保守党党首、ケネディー自民党党首らに、それぞれ三十分ずつの単独インタビューをした時だ。

選挙戦では政党間の政策の違いに加えて、あるいはそれ以上に党首の信頼度、人柄のアピールが投票行動に大きな影響力を持つ。どんな答え方をするのか、質問をはぐらかしていないかどうか、うそをついていないかなど視聴者が指導者たちの

素顔をじっくり観察する機会となった。

同じくBBCで「クエスチョン・タイム」という視聴者参加番組がある。通常は百人ほどの視聴者を選び、政治家などを含む数人のパネリストに質問するといった形を取る。今回は三人の党首を時間差をつけて三十分ずつ出演させた。それぞれの党首はたった一人で、数十人の視聴者からの質問を受ける。ブレア氏が登場した瞬間から観客の一部がブーイングの声を上げた。

出場者は意見の偏りがなく留意して選ばれているが、イラク戦争が国際法上違法だったのではないかと考える人が数人おり、合法・違法問題に関しての質問が相次いだ。スタジオのライティングのせいか、あるいは質問の鋭さのせいか、ブレア氏は額に汗し、弁明に精いっぱいだった。

競う「ネット」での工夫

今回の総選挙で、最も大きな変化が見られたのは、ブロードバンド、インターネットの影響であろう。前回〇一年の総選挙以降、国民のデジタル技術の利用ははるかに進んでいる。ネット・ショッピングをする人の割合は増える一方で、ブロードバンドの普及も〇二年には百万人だったが、〇四年には五百万人を超えた。五三%の家庭がデジタル放送を楽しみ、テレビのリモコンを使って特定のトピックだけを選択して視聴したり、自分の意見を表明したり、携帯を使ってメールを送ったり、というテレビとの双方向のコミュニケーションが広く行われるようになってきている。

こうした中、各メディアもネットやデジタル放送を使ったサービスに工夫を凝らした。BBCでは、ニュース・クリップやラジオの番組の大部分がBBCのウェブサイトに保存され、後日再視聴することができるようになっていた。前述の党首インタビューなども繰り返し見ることができ

る。BBCオンラインのウェブサイト上では、四年以降の総選挙の結果と読み物的話を載せた。その時々政治家、例えばサッチャー前首相などの声も聞けるようになっていた。文字情報だけでなく、音声・映像のアーカイブを惜しみなく使ったサイトとなった。

テレビ局のチャンネル4は自社サイトの中で、もともとは米国からヒントを得たアイデアだが、「ファクト・チェック」という項目を作った。これは政治家が選挙中はさまざまなことを約束するものだが、果たしてこうした約束が事実か即したもののなか、うそを言っているのではないかを、このコーナーを通じてチェックしようというものだ。

開票が始まると、各メディアは選挙関連ニュースや開票速報を電子メールで携帯電話などに流した。BBCのウェブサイトで、自分の住む地域の郵便コードを入力すると、瞬時にどの候補者が当選したかがすぐ分かる仕組みとなっていた。ネット以外の他メディアでは、自分が住む地域の結果がどうだったかを即時に知ることはできないので、国民にとっては有益なサービスの一つと言え

よう。

群を抜く『ガーディアン』

新聞社系サイトでは、以前からネットに力を入れてきた『ガーディアン』の選挙特集サイトが群を抜いていた。カラフルな選挙地図が掲載され、興味のある部分をクリックすると、候補者全員の情報が出る。この仕組みそのものは他社サイトでも行われていたが、『ガーディアン』の場合は地図のグラフィックのレベルが高く、かなりの人手と資金を投入しているのが明らかだった。

『ガーディアン』は、タブロイド判にして人気を博している『インディペンデント』や『タイムズ』と比べて、発行部数が下落の一途をたどっている。しかし、特にアメリカを中心として海外からサイトに新聞を読みにくる読者が英国内の読者よりはるかに多く、アラン・ラスブリジャー編集長は『デジタル・ガーディアン』に力を入れるつもりであることを、事あるたびに表明している。

『ガーディアン』はブログも早くから取り入れており、選挙サイトにもブログのコーナーを設けた。『ガーディアン』が選んだジャーナリスト、政治家らに自分たちの選挙に関する意見を書いてもらい、それに読者がコメントを重ねていく。

サイトには『ガーディアン』の政治部長による選挙結果の分析(音声)やブレア首相の勝利スピーチ(BBCから借りた映像)なども載っている。「新聞は紙媒体」というこれまでの定義を、『ガーディアン』は既に超えてしまったようだ。

ブログの中にはラスブリジャー編集長の書いたものもあり、メール・アドレスが付いている。英国の新聞で書き手のメール・アドレスが記事の最後についていることは珍しいことではない。

どう生かす多様化

米「ニューヨーク・タイムズ」も五月九日、すべての記事について記者あての電子メールが送れる仕組みを作る案を発表している。今後、新聞の書き手・作り手の顔が見えるこうした動きは英語圏のメディアで拍車がかかることが予想される。

今回の開票は午後十時すぎから始まり、大勢が判明したのは翌朝六日の早朝だった。この間、各テレビ局は特別番組を編成。BBCのメインチャンネルBBC1と民放ITVのこの夜の選挙番組の視聴者数は約七百万人で、前回〇一年の総選挙時と比べて約百万人、九七年との比較では四百万人減少した。一方、スカイ・ニュースやBBCニュース24など、多チャンネル・デジタル放送の視聴の割合は年々増えている。

かつてテレビ放送といえば地上波のBBCがメインで、世論形成にはタブロイド紙を中心とした新聞業界が大きな役目を果たしてきた。しかし、有権者は多チャンネル・デジタル放送やネットを通じて、多彩な情報に自分たちでアクセスすることを楽しんでいるようだ。

せっかくの多彩な情報の選択肢の広がりや、投票率の大幅な上昇につながるにはどうするか。これは次回の課題となろう。



ABC、NFL中継から撤退

効率経営が「放送文化」押し切る

米ナショナル・フットボール・リーグ（NFL）が、試合の放映権について二〇〇六年からの契約を放送業界との間で結んだ。今回注目されたのは、ネットワーク局ABCが三十五年続けてきた「マンデーナイト・フットボール（MNF）」中継から撤退したこと、一九九七年を最後に中継から遠ざかっていたNBCのカムバックである（『ロサンゼルス・タイムズ』L.A.T. 四月十九日）。NFLは今年四月、〇五年で中継権契約が終了することを受けて各局と交渉した結果を公表した。ネットワーク局では三局が六年間の契約を結んだ。内訳はフォックスが四十三億^{ドル}（年間七億一千五百二十万^{ドル}）、CBSが三十七億^{ドル}（同六億二千二百五十万^{ドル}）、NBCが三十六億^{ドル}（同六億^{ドル}）である。これに続いて、衛星放送大手のダイレックTVが五年契約で三十五億^{ドル}を支払うことに合意している。今回、ネットワーク局、衛星放送局の契約規模を抜いて超大型契約が結ばれた。当事者となったのはスポーツ専門のケーブル局、ESPNである。ESPNは八年契約で、八十八億^{ドル}（年間十一億^{ドル}）をNFLに支払うことに合意した。

中継権獲得局の中に、これまで常連として名を連ねてきたネットワーク局ABCの名前はなかった。「マンデーナイト・フットボール」は七〇年、伝説として語り継がれているルーン・アーレツジが生み出した。フットボールの試合は通常、日曜日の日中と夜に行われるが、月曜日の午後九時から一試合が特別に組まれ、これを独占中継すること、ABCはフットボールファンの取り込みに成功した。これにより独自のスポーツ放送文化はぐくまれてきた。

ニールセン調査によれば七〇年に一八・五%だった平均世帯視聴率は、八〇年に二一・八%まで上昇するが、それ以降徐々に下がりはじめた。特に九五五年あたりからの下降は著しく、昨年は一%にまで落ち込んだ（『L.A.T.』四月十九日）。

広告収入で放送事業を続けているABCにとって、この十年間にわたる視聴率の低下、NFL中継権料の上昇による番組制作費の大幅アップは深刻な問題であり続けた。ABCでは、現在、年間五億五千万^{ドル}を中継権料としてNFLに支払っているが、年間一億五千万^{ドル}の赤字を垂れ流すという事態にあえいでいる（『ウォールストリート・ジャーナル』四月十九日）。

いくらABCが、月曜日のプライムタイム時間帯のスポーツ番組視聴文化を築き上げたからといって、いつまでも過去の栄光にしがみついていたのでは、現代の放送事業が抱える大命題である効率経営を実現することはできない。今回、NFL

との放送権更改交渉においてABCが名乗りを上げなかったのは、自然の流れだったとも言える。名よりも実をとったことになるだろう。

しかし、ABCのNFL中継からの撤退を、単独の行動と理解しない方がよい。というのも、ABC親会社のデイズニー社は大規模契約を結んだESPNも傘下に置いていたからである。ABCの後をESPNが引き継いで中継するために、八年間、八十八億^{ドル}を支払うことで、NFLへ体面を保つことができた。ESPNはケーブル視聴料収入で年間二十億^{ドル}を稼ぎ出すデイズニーグループの優良企業で、NFLのABC撤退に対するマインナス印象をリカバーすることに貢献したと考えられる。

今回のABC撤退は、親会社のデイズニー社で既に引退を決めたマイケル・アイスナー会長の後継であるボブ・アイガー社長が下した初めての大きな決断だった。アイガー社長の下でネットワーク局ABCのスポーツ部門とケーブルESPNの両方を統括しているジョージ・ボーンデンハイマール社長は、「ABCにとってシンボリックな存在だったMNF中継に別れを告げるのはつらいに違いはない。しかし、私たちは後ろを振り返るべきではない。これがすべての終わりではなく、新しい時代の始まりととらえるべきだ」とコメントした（『L.A.T.』四月十九日）。ABCの撤退は、無料広告放送モデルの限界性を露呈した一つの現象だったとみられる。（金山 勉^{上智大学助教授}）

判断が分かれたネット送信の間接侵害

マスメディア関連の裁判を見る(11)

(東京高裁 平成一六(ネ)二〇六七号)
|| 著作権侵害差止等請求控訴事件、原審東京地裁平成二五(ワ)一五五二(六号)

佐藤 英雄

コミック誌に連載された「罪に濡れたふたり」の誕生秘話などの対談記事が、インターネットの電子掲示板、「2ちゃんねる」のチャットに無断転載されたとして、漫画家の北川みゆきさんと出版元の榊小学館が、同ちゃんねるの管理・運営者を相手に転載記事の差し止めと損害賠償請求を求めた控訴審で、東京高裁(知的財産四部の塚原朋一裁判長)は平成十七年三月三日、北川さんに四十五万円、小学館に七十五万円の損害賠償と、転載した掲示板の自動公衆送信を禁止する判決を言い渡した。

同訴訟の一審判決(同十六年三月十一日、東京地裁)は、著作権侵害と評価される場合でも、「電子掲示板開設者自身が送信主体となっている例外的な場合を除いて、自動公衆送信防止のために必要な措置を講ずべき作為義務を負うものではない」として原告の請求をすべて棄却しており、北川さんらは逆転勝訴だった。

対談記事を転載、削除に応じず

「2ちゃんねる」には、二百種類以上の個別テ

ーマの電子掲示板がある。その掲示板には、話題ごとに多数のスレッドと称する匿名の連続した書き込みがあり、各スレッドに書き込まれた発言には、書き込み日時の古い順に1から番号が付けられている。スレッドの発言数が所定の数に達すると、そのスレッドは「過去ログ倉庫」という名のコーナーに移されるが、引き続き閲覧はできる。また、書き込みも閲覧もインターネットを介して無料。それに利用者が発言の書き込みをする際には、氏名、メールアドレス、ユーザーIDなどを記載する必要はない。

原告が、その電子掲示板に無断掲載された主張するのは、平成十四年四月に発売された単行本、「ファンブック 罪に濡れたふたり(Kasumi)」に掲載された対談記事二本で計二十七ページ分。北川さんと編集者による漫画の誕生秘話、それに著大な声優と恋、仕事、人生について語り合っている。編集者は小学館の従業員であり、職務として対談したもので、同人らの発言部分の著作権は、原告小学館に譲渡されている。その対談記事は、電子掲示板の「みんなうんざり

りだつて★A」と題するスレッド上に書き込まれ、直ちに送信可能化された。過去ログに写されたのは平成十四年八月ころで、その前の五月、小学館編集長名で著作権侵害に当たるとして「2ちゃんねる」あてのFAXと、電子メールで各一回警告し、削除を要請した。これに対し、被告は、「削除依頼板へおねがいします。」とのみ記載された返信の電子メールを編集長あてに送っただけで、削除はされていない。

「2ちゃんねる」には、発言の「削除ガイドライン」はある。発言の削除を希望する者は、「削除要請板」とか「削除依頼板」という名の電子掲示板にあるスレッドに削除要請を書き込む(スレッドがない場合には自ら新たにスレッドを作成して書き込む)という方法によってのみ発言の削除を求めることができる。小学館からの削除要請は、このガイドラインから外れていて無視されらしい。

実際の削除については、被告以外に「削除人」とか「削除屋」と呼ばれている特定の利用者に発言の削除を行う権限を与えている。この「削除人」は、いわゆるボランティアであって、「削除ガイドライン」に従って、発言を削除することができるが、削除しなかったことについて責任を負わないことも「削除ガイドライン」で定めている。

「侵害行為の主体は発言者」と一審

原告側は、「他人の権利を侵害するなどの違法

な発言が行われやすい情報環境を提供している被告は、発言により権利侵害を受けた者に対し、被害の拡大を阻止するための有効適切な救済手段として、当該発言を削除すべき条理上の作為義務を負っている」と主張。

被告は「発言の書き込みが本件各対談記事を用することは、著作権法上許された引用の範囲にある」と反論した。

これに対して一審の東京地裁は、差止請求権を規定した著作権法一一二条一項による差止め請求の相手方は、「現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当」で、「自動公衆送信し得る状態にした主体は本件発言者であって、被告が侵害行為を行う主体に該当しないことは明らかである」とした。

その上で、「電子掲示板を開設・運営する者や、ウェブホスティングを行う者は、基本的には他人が送信した情報について媒介するという限度で情報の伝達に参与するにすぎない」ので、「特段の事情のない限り、送信可能化又は自動公衆送信の防止のために必要な措置を講ずべき作為義務を負うものではない」との判断を示した。

さらに、被告は、プロバイダ責任制限法三条二項の特定電気通信役務提供者と解されるが、「他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」(同項一号)か、「他人の権利が侵害されていることを知ることができた」と認められるに足りる相当

の理由があるとき」(同項二号)のいずれかに該当する場合でなければ、生じた損害について損害賠償責任を負わない旨が規定されている。被告は「同規定の下においても、損害賠償責任を負い得る場合には当たらない」と判示。被告が主張した引用は、「著作権法上許された引用に該当する」ということはできない」と否定した。

2 審は「是正措置を取る義務がある」

高裁の判断は、一審判決と全く逆になった。判決の要旨は次のようだ。

(一) ネット上において、誰もが匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し運営する者は、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。著作権者等から著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には、可能ならば発言者に対してその点に関する照会をし、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきである。

本件は、対談記事がそのままデジタル情報として書き込まれ、この書き込みが継続していたのであるから、その情報は劣化を伴うことなく、そのまま不特定多数の者のパソコン等に取り込まれたり、印刷されたりすることが可能な状況が生じていた。明白で、かつ、深刻な態様の著作権侵害であると断言すべきである。

(二) 被控訴人(原審被告)は、一人で数百に

も上る多数の電子掲示板を運営管理し、日々刻々とこれに膨大な量の書き込みが行われるため、すべての書き込みを目を通すことは到底不可能であるから、個々の著作権侵害の事実を把握することはできない」と法廷で繰り返し強調していた。

仮にこれが事実であったとしても、著作権者等から著作権侵害の事実の通知があったのに対して、何らの措置も取らなかったことを踏まえないままにこのように主張するのは、自らの事業の管理態勢の不備をいう意味での過失、場合によっては侵害状態を維持容認するという意味での故意を認めるに等しく、過失責任や故意責任を免れる事由には到底なり得ない主張であると言わざるを得ない。

従って、被控訴人は、著作権法一一二条(差止請求権)にいう「侵害する者又は侵害するおそれがある者」に該当し、著作権者である控訴人らが被った損害を賠償する不法行為責任がある。

削除ガイドラインは一方的な取り決め

(三) 被控訴人は、掲示板の発信者はIPログから追跡可能であると主張する。この主張は、IPアドレスの記録によって発信者が特定できるとの趣旨と理解できるが、IPアドレスによって特定されるのは当該発言がいずれのプロバイダーから発信されたかにとどまり、発言者までの特定は当該プロバイダーが厳格に管理している個人情報を得て初めて可能になるものであることは、公知

の事実である。被控訴人の上記主張をもつてしても、被控訴人の著作権侵害による責任についての上記判断を左右することができない。

(四) 削除依頼は削除依頼掲示に記載すべきものとするガイドラインを設定しており、これ以外の方法による削除要請を受理しなくともよいかのごとく主張するが、これは被控訴人が一方的に取り決めた通告方法にすぎず、本件掲示板に何ら特別な関係を持たない控訴人らに法的な効力を及ぼすことはできない。被控訴人は、少なくとも、著作権者と称する者から通知があった場合には、その通知者が連絡を取れる実在の者であることが明らかに分かり、かつ当該発言を読んで明らかに著作権侵害の可能性が高いと判断されるときには、発言者にその旨を通知して対応策を問い合わせる必要がある。

間接侵害の法的判断が判決分ける

【あと書き】「2ちゃんねる」は、これまでも幾つか名誉棄損訴訟を抱えた。同じ管理責任者に対する損害賠償責任を認めた比較的新しい判決では、原告が化粧品製造販売会社と代表取締役ら（平成十五年七月十七日、東京地裁、判例時報一八六九号）やプロの女性マージャン士（同年六月二十五日、東京地裁、同号）がある。後者は記事の削除請求は認められたが、発信者にかかわる情報の開示請求は、IPアドレスを被告が所持していないとして認められなかった。

チャットが名誉棄損ではなく、著作権侵害で訴訟になったのは初めてではないかと思われる。今回の控訴審は、「転載を指摘された後も放置したのは、故意もしくは過失で著作権侵害に加担したものと云わざるを得ない」と指摘され、一転して「2ちゃんねる」側の責任を認めた。社会常識では、至極当然の判断と思われるが、法律家の間では意見が分かれる。

著作権法一一二条の差止請求権について、「民法上、所有権に基づく妨害排除請求権は、現に権利侵害を生じさせている事実をその支配内に収めている者を相手側として行使し得るものと解される」（二審判決の一般論より）としており、このため特許法、商標法の幫助^{ほうじょ}は、一定の行為を限定して侵害としている。教唆、幫助に何の規定もない著作権法では許されない。必要かどうかは立法論の問題であるというわけだ。表現の自由の媒介者^{まがい}を、表現を保護する著作権法で規制してよいかという問題は確かにある。

しかし、カラオケリース業者「ヒットワン」事件（大阪地裁、平成十五年二月十三日判決）では、「侵害の幫助行為を現に行う者であっても、①幫助者による幫助行為の内容・性質②現に行われている著作権侵害行為に対する幫助者の管理、支配の程度③幫助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、幫助者の行為が当該著作権侵害行為に密接なかわりを有し、当該幫助者が幫助行為を中止する条理上の義

務があり、かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準ずる者と評価できるから、同法一一二条一項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たると解するのが相当である」と判示している。

ファイル交換サービス運営者も主体

さらに、ファイル交換サービスでレコード各社に訴えられた日本MMOの「ファイルログ事件中間判決」（平成十五年一月二十九日、東京地裁）も、「送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害している」と解すべきか否かについて、①被告の行為の内容・性質②被告の管理・支配の程度③被告の行為によって受ける利益の状況等を総合斟酌して判断すべき」との判断を示した。その上で「被告は原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害主体であると解するのが相当である」とした。

同地裁の終局判決で敗訴した日本MMOは、控訴して、「著作権法に間接侵害を定めた規定はない」などと主張したが、つい最近（同十七年三月三十一日）に出された東京高裁の判決でも、「控訴人会社はまさに自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、その責任を問われるべきは当然であり、侵害の主体と認めることができる」と棄却している。

（朝日新聞社社友）

海外情報

名誉棄損訴訟で逆転無罪に

台湾、政治家の圧力に歯止め

名誉棄損裁判で有罪とされた台湾の記者が、二度の再審を経て三月、八年越しで無罪判決を獲得した。政治家による名誉棄損訴訟の「脅し」は後を絶たないが、それでも、台湾の報道の自由にとって、歴史に刻むべき勝利だろう。

この裁判はもともと、政府の現職関係が初めて記者を名誉棄損罪で訴えた事件として知られる。被告は雑誌『商業週刊』の林瑩秋記者（肩書は、以下いずれも当時）と黄鴻仁編集長。原告は蔡兆陽交通相。

一九九六年十一月四日発行の週刊誌『商業週刊』第四六七号で、林記者はもう一人の記者（筆名「秦漢硯」氏）とともに、「信義大樓内、政治家たちの密議」と題する記事を執筆、住民たちの話を引いて、蔡交通相が二百七十八万台湾ドル（現在一ドル＝三・四円）の公費を使って官舎を修築したと報じた。

蔡氏は直ちに訴訟を起し、九七年、裁判所は、名誉棄損（誹謗）罪を適用し、林記者には五カ月、黄編集長には四カ月の懲役（ただし、罰金で代替）を言い渡し、さらに蔡氏への連帯賠償六十万台湾ドルの支払いを命じた。

その後、この訴訟は政治家による媒体への圧力を後押しする結果となり、記者の調査報道を萎縮させる効果を生んだ。

転機が訪れたのは二〇〇〇年七月七日だった。

『商業週刊』が司法院（最高司法機関）に憲法解釈を要請し、これを受けて大法官會議（司法院長および十七人の裁判官で構成）がこの日、「報道内容がたとえ事実でなくとも、記者が調査の責任を尽くし、真実であると確信したのであれば、名誉棄損罪は構成されない」とする見解（「五〇九号解釈」と呼ばれる）を発表した。記者の举证責任を全く不要とするものではなかったが、言論報道の自由に重きを置く画期的な内容だった。

実際、以降幾つかの裁判で裁判官たちは、この「現実の悪意」が無ければ無罪」の新基準を援用して、報道側に有利な判決を下していく。

しかしながら、『商業週刊』事件そのものに対しては、檢察総長の第一次「特別上訴」、最高裁による高裁差し戻しにもかかわらず、原審が覆ることはなかった。

今回の再審は、林記者が個人名義で再度の上訴を要請し、檢察総長が二回目「特別上訴」を行ったのを受けて、ようやく実現した。

三月一日の判決で、裁判官は、林記者が報道に当たって立法院の議事録を調べ、関係者を訪ねて、可能性を絞り込んでいき、消去法により、蔡氏が公費で官舎を修築したと考えたものだとし、「調査責任を十分尽くしている」と認定。五

〇九号解釈に照らして、記者を無罪とした。ただし、黄編集長は一貫して「秦漢硯」記者の個人資料や取材資料の提供を拒んだため、記事の信ぴょう性を判断することができないとされ、三カ月の有期刑（罰金代替）が命じられた。

この判決は、台湾の報道界にとっては、五〇九号解釈をより確実なものとする意味を持ち、今後のメディア訴訟にも重要な影響を与えていくと思われる。政治家優位の風土にあって、八年の長きにわたり、一記者が、多額の賠償金や訴訟費用の負担、取材対象からの「圧力」に耐えて、勝ち取った判決という点を顧みても、台湾の言論の自由史にとって、歴史的なものと言える。

もっとも、林記者（現在は『財訊月刊』編集主幹）は、雑誌『新新聞』（九四〇号）に寄稿して、裁判闘争を振り返り、その意義を認めつつ、こう述べている。「名誉棄損の『適用除外』がいつも認められるか懸念が払しょくされない中、台湾の新聞記者は依然、高い職業的リスクを負っている。身体の安全の脅威、所属メディアのオーナーがどこまで記者を守り、賠償金を払ってくれるかという不安にもさいなまれている」。そして、①取材対象から抗議がきたら上司に包み隠さず経緯を伝え、決して一人で謝ったりしない②もし被告になったら弁護士任せにせず必ず自ら毎回出庭し、明確に主張する③周囲の助力は堂々と求める——など、実践的な助言を後輩に示している。

（木原 正博＝日本新聞教育文化財団）

メディア談話室

ブログと主流メディア

藤田博司

米国のインターネット上で、MSMという文字列をこのところよく目にするようになった。ブログ（ウェブログ）日記形式の簡易ホームページ）の世界の用語らしく、「メイン・ストリーム・メディア」の頭文字、つまり「主流メディア」を指すのだという。ブロガー（ブログを操る人）たちの、主流メディアに対する対抗意識を表した言葉のようだ。もしかすると、近い将来、ブログが主流メディアより優位に立つという自信を誇示しているのかもしれない。

自信付けた実績

ブロガーたちが自信を持つのも、それなりに実績を残しているためと言っている。昨年九月、大統領選挙戦のさなか、ブッシュ大統領の軍歴に関する疑惑を報じたCBSの報道で、証拠とされた文書が偽物と分かったのはブログでの指摘によるものだった。この問題でCBSでは責任者三人が辞任、看板アンカーのダン・ラザーも引退に追い込まれた。

今年二月には、CNNの報道主幹イーソン・ジ

ョーダンが、世界経済フォーラムでの発言についてブログ上で責任を問われ、辞任した。また偽名でホワイトハウスの記者証を入手し、共和党系のインターネット・ニュースの記者として二年も仕事をしていた男の身元を暴き、うさんくさい過去を暴露したのもブロガーだった。いずれも主流メディアを揺さぶる出来事だった。

ブログが一般のインターネット利用者の間に急速に普及し始めたのはここ二、三年のこと。二〇〇四年十一月現在で、自分でブログのサイトを持つ人はインターネット利用者の約七％、これらのブログを読んでいる人は二七％という。また、ニュースを読むためにインターネットを（前日に）利用した人は、〇四年六月の数字で全米人口の四七％に達している。これらの数字は、ブログの利用者が今後まだまだ伸びる可能性があることを示している（『ニュースメディアの現況二〇〇五』）。

新聞、テレビの退潮続く

元気づくブログとは対照的に、主流メディアは氣勢が上がらない。伝えられるニュースは不吉な

兆候ばかりだ。五月初めに公表された最近六カ月の新聞発行部数調査では、前年同期に比較して週日版で平均一・九％、日曜版で二・五％減少した。減少幅は一九九〇年代初め以来の最大。八〇年代半ばから続いている減少傾向に歯止めが掛かるどころか、むしろ加速している様子がかげえる。特に『ロサンゼルス・タイムズ』（六・五％）、シカゴ・トリビューン（六・九％）（いずれも週日版）など大都市の有力紙の落ち込みが目立つ（『ニューヨーク・タイムズ』五月三日）

テレビも三大ネットワークの視聴率の長期低落傾向が続いている。夜の全国ニュースの視聴率は〇三年からの一年で二％低下、一九八〇年と比較すると四五％も下落している。

主流派メディアが振るわない最大の原因は、東西いずこも同じ、若者たちが新聞を読まず、テレビを見なくなりつつあることだ。といってもニュースに全く背を向けているわけではない。彼らが目向ける先はインターネットだ。十八歳から二十九歳までの年齢層では、三六％がインターネットでニュースに接している（『現況二〇〇五』）。

別の調査では、昨年の選挙戦ニュースの主たる情報源としてインターネットを挙げたものが若年層では四〇％で、新聞を挙げたものの倍以上だったという。さらに別の調査では、同じく若年層で、インターネットをニュース源として一番ないし二番目に重要と答えたものが二五％、新聞と答えたものは一五％だった（『カーネギー・リポー

ター』(〇五年春号)。ニュースを知る手掛かりとして新聞があまり当てにされていないことが読み取れる。

ニュースに意見混在

ブロードバンドが普及し、インターネットがさらに広範に浸透すれば、ブログの影響力が一段と大きくなることは避けられまい。これまで一方通行のニュースの受け手であった人たちが、ニュースの送り手の側に回ることもできるようになり、市民参加型のジャーナリズムも可能になる。その一つの先駆けが、既に選挙戦などでも影響力を發揮している韓国の『オーマイニュース』だ。

米国や日本で同じような試みが成功するとは限らない。が、米国では主流メディアの側が少なくともブログの役割を無視できなくなっていることは確かだ。一部のネットワークが昨年の大統領選挙戦報道でブログの専門家を起用したり、有力なオンライン・サイトと協力して番組を作ったりする試みが行われている。新聞もテレビもこの先、ブログとどのように付き合っていくか、模索しているところだろう。

主流メディアの側は、ブログがジャーナリズムを実践することに、少なくとも当面は、疑いの目で見ているようだ。ブログに情報やニュースを提供するブロガーの中にはむろん伝統的なジャーナリズムの経験者も含まれている。が、大半のブロガーは一般の市民であり、ジャーナリストとして

の経験もないし訓練も受けていない。彼らが提供する「ニュース」の質に相当のばらつきがあることは当然、予想できる。

伝統的なジャーナリズムでは、事実を中心とするニュース報道と、意見や主張を表明する論評や社説は明確に区別するのが基本原則だ。しかしオンライン・ジャーナリズムの世界では、そうした区別がきちんと行われてはいない。むしろ意見を率直に表明することが、読む人にとって魅力となっているようなところがブログにはある。

今のところ、ブログのニュースの多くが、伝統的ジャーナリズムの基準に達しているとは言いがたい。しかし読者や視聴者の多くが、新聞やテレビのニュースよりブログのニュースにより強い関心を持つようになれば、主流メディアの側ものんびり構えてはいられなくなるだろう。

意識転換の必要も

旧世代の人間としては、ニュース報道ではやはり伝統的なジャーナリズムの基準を守ってもらいたいと思う。しかし優れたジャーナリズムを実践しても、それが多くの人に届かなくなってしまうのではない。伝統の枠にとらわれないニュースをブログで読みたいという人たちが増えてくれば、旧来のメディアは自分たちがこれまで守ってきたニュースの基準や仕事の手法を、根本的に見直さなければならなくなるかもしれない。

そのときは、メディア全体、ジャーナリズムで

働くものの全体が、意識の転換を迫られることになる。ニュースのありようが変わり、市民の意識も変わってくるかもしれない。そんな時代の入り口に今立っているのだろうか。

昨年十二月、お遊び半分で作られた短いビデオが米国のジャーナリストの間でちょっとした話題を呼んだという。メディアの近未来を予告する内容で、インターネット技術のさらなる進歩が伝統的ジャーナリズムを破滅に追い込むシナリオを描いたものだ。

二〇一〇年にはネット上のあらゆる情報源から、顧客の好みや注文に合わせたニュースを自動的に編集するシステムが完成し、旧来型のメディアの役割がなくなってしまう。かの『ニューヨーク・タイムズ』も二〇一四年には新聞の発行停止に追い込まれるだろうという筋書きだ。

このシナリオがそのまま実現すると思われるわけではむろんない。しかし全くの絵空事と笑い飛ばすわけにはいかないと、旧世代人間からすれば不安の種がつきまとう。

主流派メディアの退潮には歯止めがかけられない。ブログ派はますます自信を深めそうな気配だ。事情は日本も米国とさほど変わらない。先だつてのホリエモン騒動は、日本の主流派メディアに向けられた、ブログ派による主導権争いの前哨戦だったと言えるのではなからうか。新聞やテレビにとって、もはや安閑としていられる時代ではなくなったようだ。(早稲田大学大学院客員教授)

プレスウォッチング

日中の「戦略的」解決急げ

「靖国」など歴史認識の溝

「ののしり合い」が日中間でエスカレートし、ナショナリズムの衝突が憂慮される。一九七二年の日中平和条約締結から三十三年、両国友好・和解の道りに曲折はあったものの、破局的局面を乗り越えてきた。ところが、昨年から今年にかけてのあまりにも厳しい対日批判に、多くの日本人は戸惑いを深めている。

尖閣諸島領有権、東シナ海ガス田をめぐる紛争、中国原潜の領海侵犯に加え、サッカー・アジアカップ予選（重慶）での中国民衆の日本人への暴力ざた…等々、最近のトラブルは目を覆うばかりの激しさだ。そして四月、デモ隊による中国大使館（北京）への破壊活動をはじめとする全国各地での日本企業・日本人排斥の大規模デモの続発。「政治経熱」どころか、「政治経冷」の最悪事態に日中両政府は追い込まれてしまった。四月二十三日、ジャカルタでの小泉純一郎・胡錦濤両首脳会談の後、政府権力の介入で反日デモは押さえ込まれたものの、ドラスティックな「戦略的解決」に踏み込まないと、対立の火種は残るだろう。

複雑で危険な「愛国無罪」の大デモ

中国人デモ隊は「愛国無罪」と叫んで、日本大使館や日本人経営のスーパー、料理店に激しい投石を行った。六〇年代後半、紅衛兵が「革命無罪・造反有理」のスローガンを掲げて、劉少奇氏らを血祭りに上げた狂気を思い出した人は多かつたろう。「四人組」の失脚で鄧小平氏が復活、開放経済路線に大転換したものの、民主化・自由化の波は八九年の天安門事件で挫折した。このあと権力を掌握した江沢民氏が、国内引き締めのため九四年に「愛国主義教育実施要綱」を発表、全国の学校で本格的な愛国教育を推進してきた経緯がある。この延長線上に、今回の「愛国無罪」があると即断しないが、中国ナショナリズム醸成のてこになっているのではないかと心配するのである。歴史認識にも、現実の外交案件にも、紛糾する時期が国家間にあるのは不思議でないが、突然吹き荒れた今回のデモは、常軌を逸していた。

その背景に、歴史教科書と靖国神社参拝問題があることは明らかであり、「過去の侵略戦争につき、日本は反省していない」と、繰り返し迫ってきたのである。中国政府が当初デモを黙認していたかどうかは別にして、ウィーン条約で保護を義務付けられている大使館への破壊活動につき中国政府の公式謝罪がないのは、手前勝手な非礼な振る舞いではないだろうか。

「胡主席は『侵略戦争の』反省を実際の行動に移してほしい」と小泉首相に述べた。それなら、

中国も愛国・反日教育の中止を『行動』で示すべきだ」との反論（読売4・24社説）は当然と言えようが、現段階での性急な中国バッシングは控えめにした方が得策と思う。早稲田大学大学院の園田茂人教授（中国社会学論）は「日本ではメディアで政治批判が率直に行われるが、中国では政府が無能と言われることを忌避する。面子をつぶされると、政権にとどまれないし、政権に付き従う人民の気持ちも失せる」（東京4・21朝刊）と述べ、その一例として八〇年代に対日積極姿勢を見せた胡耀邦首相（当時）が失脚したことに触れ、「親日という政治家は、中国を強く表現できないということになる。そうなると政府は人民を付き従わせることができない」とし、胡錦濤政権の立場にも同様の力学が働いていると分析している。うがった見方であり、江沢民体制を引き継いだばかりの胡錦濤主席の苦悩が推察される。高度経済成長に沸く中国だが、貧富の格差・失業者の増大・社会保障政策の不備・官僚の不正統弊など社会的ヒズミを危惧する中国研究者は多い。そこに共産党政権の泣き所があるわけで、今回のデモの矛先が「反日」だけでなく、「反政府」の要因を内包していると推測することは的外れではなからう。

「反省を行動で示せ」と迫る

反日デモへの疑問点を率直に指摘したが、今回のジャカルタ首脳会談で「反省を行動で示せ」と迫られた日本側に落ち度がなかったらうか。首脳会談の前日（4・22）、靖国神社例大祭に国会議

員八十人が集団参拝、閣僚では麻生太郎総務相の参拝が大きく報じられた。太平洋戦争のA級戦犯十四人を合祀する靖国への公式参拝に異を唱え続けている中国には、腹立たしいこと。小泉首相は二〇〇一年の首相就任から昨年まで毎年(計四回)靖国参拝を強行しており、その都度物議を醸してきた。昨春秋には、胡主席の指摘に、小泉首相は「胡主席が言われたことは、誠意をもって受け止める。今後適切に対処していきたい」と苦し紛れの返答をしている。「侵略戦争の反省が足りない」と執拗に迫る中国側の最大の標的が「靖国参拝」にあると考えざるを得ない。教科書問題は、中国国定教科書と読み比べてみれば、中国の一方的非難の行き過ぎがよく分かる。こういう問題こそ、ドイツとポーランドのように、両国歴史研究者が真摯に検討すべき課題なのに、年中行事のような「非難の応酬」は全く不毛な争いだ。

『謝れ』『いや、そちらこそ謝れ』——『責任をとってほしい』『そちらが責任をとらないからこんなことになるのだ』……。売り言葉に買い言葉である。こんな芸のない外交があるだろうか。既に日中両国とも外交では敗者である。世界のメディアは、日中双方の器量と指導力に大きな疑問符をつけた。日本は、いつまでも過去を克服できない独りよがり、懲りない国として描かれた。中国は、統治のためならデモも反日も歴史も操作する無慈悲で、怖い国と見なされた。……多くの先達が日中正常化のために井戸を掘った。そこに毒

を入れてはならない。反日、反中民族主義という毒である。日中首脳は何よりも、その一点で合意してほしい。その上で、両首脳に戦略的決断を促したい——朝日コラムニスト・船橋洋一記者の明快な指摘(4・22朝刊)に共感する。「日中正常化交渉成立」の祝宴(七二年九月二十八日夕)で周恩来首相が「相互理解と、小異を残して大同につく」精神によって、われわれは中日国交正常化と一連の重要な問題について合意に達しました」と歴史的スピーチをした感動を思い起こした。先人たちの粘り強い交渉の結果もたらされた日中和解。三十三年後の混乱收拾のため、「小異を残して大同につく」努力こそ望まれる。小泉首相は「適切に処理する」との言葉の実践を試されていることを、肝に銘ずべきだ。ジャカルタでのアジア・アフリカ首脳会議で小泉首相が村山富市談話(九五年)に依拠して戦争中の加害を謝罪したことを評価するものの、本来なら自らの言葉で日本の平和理念を明快に訴えてほしかった。

小泉首相の靖国参拝の動機が「二〇〇一年自民党総裁選の際、大栗田の『日本遺族会』の支持を取り付けるためだった」ことは、中国側も周知の事実。その後も「公約」に凝り固まって、日を変えてまで四回も参拝を強行する首相の姿勢は不可解である。今回「適切に処理する」と約束したものの、今年も意表を突く参拝を狙っているのだろうか。あの中曽根康弘首相(当時)が一度だけ参拝して「自粛」した政治判断から考えても、小泉

首相の「聞く耳を持たない」傲慢さは、小異を捨てて大同につく「精神を一顧だにしない偏狭ナシヨナリズムの印象である。

「時ならぬ歴史認識摩擦の大火事に直面したわれわれは、いやでも戦後六十一年の原点を思わざるを得ない。戦争を忘れ、矛盾を簡単に乗り越えられると割り切った日本人の傲慢——に対する隣国の批判を謙虚に受け止めよう。だが、この局面で重要なのは、日本大使館襲撃の責任を追及し、煽動では動かない日本社会の成熟と、駆け引きを拒絶する国民の結束を示すことだ」(毎日4・18朝刊『発信箱』山田孝男記者)、「反日デモ問題は、まだ、この国が国際標準に満たない一面を露呈した。今は厄介にも思える隣人とどう対話を重ね、どう付き合っていくのか。それは日本の国益にかかわってくる」(同毎日朝刊飯田和郎中国総局長)の指摘に耳を傾けたい。

四月中旬訪中した保坂正康氏(昭和史研究者)は「小泉首相が靖国参拝を行うたびに中国政府は国民に向けての説明の根拠を失っていくと眉をひそめたが、今回もその表情に怒りがあった。……中国社会の地下三尺には『抗日・反日』というエネルギーが常に胎動していることを感じていた。このエネルギーは、日本側の無神経な言動でたちまち火がつくという現実、そのことを理解しておくべきである」(朝日4・25夕刊)との冷厳な状況を念頭に、関係修復の「戦略」構築を急がなければならぬ。(池田 龍夫) ジャーナリスト

放送時評

アナログ停波に慎重論

どうなる「通信と放送の融合」

マネーゲームに終始

ニッポン放送の経営権をめぐる株式買収合戦は四月十八日、ライブドアとフジテレビとの和解でようやく決着した。その内容はおおよそ次の四点になる。

一、ライブドアがフジテレビにニッポン放送株をすべて譲渡する。一株六千三百円。約一千三十億円。
一、フジテレビがライブドア以外の一般株主からもニッポン放送株を六千三百億円で買い取り、ニッポン放送を完全子会社化して上場廃止に。購入予定額約二百八十億円。

一、フジテレビがライブドアの第三者割当増資四百四十億円(二二・七五%)を引き受ける。
一、フジテレビ、ニッポン放送、ライブドア三社が「業務提携推進委員会」を設置、放送・通信融合にかかわる業務提携について六カ月後をめどに方向性を出す。
インターネット関連会社ライブドア(堀江貴文社長)が民放ラジオ局ニッポン放送の株式を、米

証券金融会社リーマン・ブラザーズからの資金融通で、東京証券取引所の「時間外取引」という手段で約三五%入手した二月八日から「M&A(企業の合併・買収)」劇は始まった。ニッポン放送を子会社にすべく一月十七日にTOB(株式公開買い付け)実施を発表していたフジテレビは直ちに対応、七十日間に及ぶその攻防は茶の間の話題までさらって世の関心を集めた。

インターネット会社と、ナンバーワンの民放ラジオ、テレビを擁するフジサンケイグループとの新旧メディアの激突。しかし「金もうけこそすべて」とするライブドア堀江社長の公言は、「通信と放送の融合」という旗印を「お題目」に終わらせてしまったし、放送サイドからもジャーナリズム防衛の論理は聞かれなかった。つまりは東京地裁で二度、東京高裁で一度の「裁判劇」まで巻き込んだマネーゲームに終始し、金で片の付いた決着ということになったのである。

証券市場は「カジノ」化し、耳なれない用語がその内外に乱れ飛んだ。前記した「時間外取引」や「M&A」「TOB」のほか、米・金融会社に由来する「MSCB(転換社債型新株予約権付社債)」「敵対的買収」「新株予約権発行」、企業防衛策である「ボイズンピル(毒薬)」「焦土作戦」など。そして収拾の決め手になった「貸株」。これは、保有する株券を手数料をもらって貸し出すことで、貸している間は株主総会で議決権を行使する権利は借り手に移る。この「奇手」によ

ってニッポン放送が所有していたフジ株式二二・五%はすべてソフトバンクの子会社SBIと大和証券に移り、ニッポン放送のフジに対する議決権はゼロとなった。ニッポン放送株式の過半数を取っていたライブドアの「フジへの間接支配」の野望はここで消えた。

ジャーナリズム産業の上場問題

興味本位に言うわけではないが、この攻防の「勝者」は誰なのか。『朝日新聞』社説(4・19)は「資金力に勝るフジ側の粘り勝ち」とする。確かに、曲折はあったもののニッポン放送の子会社化には成功した。フジ本体へのライブドアの参入をはじきとばし、逆にライブドア二番目の大株主になった。しかし金銭上の出費は想定を超えて大きかった。

詳述はしないが、ニッポン放送株のTOBに予定した資金はそれとして、フジ本体の大幅増配、SBIなどと設立したファンドへの拠出、ライブドアへの出資など加えると二千億円超(4・19『朝日』)。

一方のライブドアは、それが当初からの狙いと思われるが、堀江社長のらつ腕でマネーゲームには完勝、四百億円もの稼ぎを手にして一躍「キャッシュリッチ企業」に変身した。大金を投じて名分を守り固めたフジサンケイグループ、それを吸い上げたライブドア。「痛み分け」「勝者なきジ・エンド」という各紙の総括はうなずける。
米リーマン・ブラザーズほか株価をにらんで売

り抜けて稼いだ「うさんくさい」勝ち組のことはおく。結局、一番痛い目に遭ったのは、何も知らされず株価の下落、操作に操られたフジ、ニッポン放送、ライブドアの株主たちである。極言すれば「株主の犠牲においてニッポン放送をもてあそんだだけの買収ドラマ」だったのでないか。

和解のポイントの一つ「業務提携推進委員会」については、大きな期待は持てまい。ライブドア堀江社長が「通信・放送の融合」を標榜し、買収劇の理論付けをやったことの顔を立てたにすぎない。ニッポン放送、フジテレビの資本に一指も触れ得ず、逆にフジがライブドアの大株主になってしまった状況では、この重要な課題の推進がフジの主導で行われるのは必至。マネーゲームで勝ったかに見えるライブドア堀江社長が、結局「買収屋(グリーンメーラー)」の名を冠されるにとどまっているゆえんだらう。

政府は、遅ればせながら今度のケースが示した問題点について検討、対応を始めている。総務省は外資の放送会社への間接出資規制を電波法、放送法で強化する改正案をまとめ、今通常国会を経て十月施行を目指す。金融庁は証券取引制度の見直しに取り掛かり、経済産業省と法務省は共同で敵対的買収の防衛策ルール作りの指針をまとめる。結構なことだが、重要なのは株主保護とよく見える株式市場の育成であり、また「ジャーナリズム産業」の上場問題について、広範な論議も聞きたい。

「完全デジタル化」に相次ぐ疑問符

その上場問題だが、ここ数年で有力民放はすべて株式上場を行っている。一流企業としてのステータスの意味合いを考へてのことには違いないにしても、巨額な費用を要する「地上放送デジタル化」という「国策」のための資金調達をスムーズにする狙いが第一のもの。民放連研究所による民放全社へのアンケート調査では、「放送業界全体の重要課題」として七年連続で「地上デジタル放送関連」がトップであり、各社が二〇一一年七月の現アナログ放送停止、デジタル放送への完全移行を突き付けられ、「資金調達」に苦慮している状況をうかがわせる。

この大構造改革で民放をリードし先頭を走るNHKでも悩みは同じ。一億二千万台はあるアナログテレビがその時点でそっくりデジタルテレビに買い替えられているとは予想し難いからである。四月二十一日にNHK放送文化研究所はシンポジウム「二〇一一年 テレビはどうなっているか」を開催したが、デジタル放送関連では第一級の技術者である橋本元一会長は冒頭こう述べた。「どうして、すべての家庭にデジタルが必要なのか」と問われるが、便利でクオリティの高い機能を体感してもらうまでは答えきれない。カーテレビの時も、こんなに高価なものが要るのかと言われたが、今では「色」が不要という人はいない。デジタル化のインパクトは、カラー以上だ。

「二〇一一年の『締め切り』は極めて高いハードル。光ファイバーなど、あらゆる方策を使って実現したい」

それいけ、やれいけの海老沢勝二前会長と違つてかなり慎重な物言い。鈴木祐司主任研究員の研究発表はさらに腰を引いたものだった。

「二〇一一年のアナログ停波までに全国の世帯ほとんどにデジタルが普及すると予測するのは、放送事業者約一二％、CATV事業者約一七％、家電メーカーで約二二％であり、市場原理に任せていては大変。目標達成には何らかの政策が必要」「高齢者、低所得者ら国民の二割に当たる層が導入に極めて消極的。初期の満足度は決して高くないので、口コミでの波及効果は期待できない。今のアナログはよくできており、デジタルのプラスアルファの魅力に反応していない」

パネル討論では、積極推進派のパネリストに対して強い反論が聞かれた。「素晴らしい」という言葉が独り歩きしている。二〇一一年までに百パーセント普及させなければいけないから、「どんな買いましょう」と言うだけ。マイナスの情報がない」「国策というが、なぜデジタルにするのか消費者に理解されていない」「便利になるのはいに決まっているが、高額な出費に値するほどの便利さなのか」。

ハードルの高さを知らされる素朴な疑問であり、あと六年、これが果たしてクリアされるのだろうか。

(大森 幸男 放送評論家)

◎17年度古野奨学生は31人

【高校生】吉山友里菜(浦和ルーテル学院高一年)、齊藤丞史(工学院大付属高一年)、久保田泰人(都立新宿高一年)

【大学生】栢菅崇(東京理科大一年)、池内真由(中大一年)、上松桃子(早大一年)、堀陽香(岡山大四)、堀達郎(上智大三)、渡辺真理子(大阪国際大一年)、円谷美晶(早大二)、内藤有(関西学院大一年)、後藤悠太(東京造形大一年)、若林亮(中大三年)、橋本暁(福岡大一年)、勝原達也(東京理科大大学院一年)、森仁乃(帝京大一年)、小林亮(学習院大一年)、小林洵(立大一年)、伊丹麻友莉(京大教育大一年)、上原萌奈(立大一年)、山本楓子(立大一年)、平山壮人(京大一年)、久保田歩人(中大一年)、酒井健輔(大東文化大一年)、青木俊(立大大学院一年)、松井由梨(フェリス女学院大大学院一年)、長田裕介(武蔵大二年)、山田佳代子(北大三年)、佐々木はるか(立大一年)、平田早智(洗足学園音楽大一年)、齊藤瑠璃子(創価大一年)(申し込み順)

◎同盟学寮17年度新入生

中本彩音(学習院大一年)、ヘイマー・ティンウィン(亜細亜大一年)、佐藤恵(日大四)、水田はるな(早大一年)、佐瀨木綿子(慶大一年)、平田真理(看護高等専修学校一年)、溝辺有希子(東京デザイン専門学校二年)、関根千紘(明大三)、手塚諭潔(学習院大一年)、田島康次(湘央

医学技術専門学校一年)、西村光法(桑沢デザイン研究所一年)、渡辺和弘(慶大一年)、カズオ・ナカムラ(東京工大大学院二年)、クレイグ・チルバーズ(東大大学院一年)、居石裕司(中大一年)、中博史(東京理科大二年)、宮本浩史(東京学芸大一年)、川崎真依(早大二)(申し込み順)

時事通信社社友会(原野和夫会長)は五月十三日、東京・東銀座の時事通信社本社ホールで平成十七年度通常総会を開き、十六年度決算、十七年度予算案を承認した。原野会長、榊原潤時事通信社社長のおいさつの後、次の十四氏を米寿と喜寿で祝った。

【米寿】矢本一郎、鈴木智恵子、伊藤美代、大野栄三郎、藤井かず江

【喜寿】松崎孝雄、寺内幸麿、山崎章和、海南寛夫、中井修、菊山稔英、橋本以喜夫、藤岡太郎、山本博

【悲報】

梶川 昭氏(元同盟通信社関門支社、東京本社通信局)脳梗塞のため一月一日死去、八十五歳。自宅は広島県佐伯郡大野町宮島口上一一八一―四。

新聞通信調査会と同盟クラブは五月二十三日、東京・虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社産業部長の中村恒夫氏。演題は「企業買収の最近の動き」だった。

【訂正】

五月一日号(第五一五号)二十四頁の「渡邊孟次氏死去」本文十一行目の「山内豊共同通信社長」とあるのは「山内豊彦共同通信社長」の誤りです。校正ミスで、おわびして訂正します。

目次(六月号)

デモの背景に日中双方の変化…塩沢 英一…1	裁判員制度に理解を期待…渡邊 文幸…6	英総選挙とメディア…小林 恭子…10	マスメ関連の裁判を見る(11)…佐藤 英雄…14	【メディア談話室】	ブログと主流メディア…藤田 博司…18	【プレスウオッチング】	歴史認識の溝、戦略的解決急げ…池田 龍夫…20	【放送時評】	アナログ停波に慎重論…大森 幸男…22	【海外情報】	①EU加盟のリトアニア新聞事情…広瀬 英彦…9	②ABC、NFL中継から撤退…金山 勉…13	③台湾、政治家の圧力に歯止め…木原 正博…17
-----------------------	---------------------	--------------------	--------------------------	-----------	---------------------	-------------	-------------------------	--------	---------------------	--------	-------------------------	------------------------	-------------------------

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒100-51 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)
☎(03)三五九三―一〇八一(代)
振替口座〇〇二〇一四―七三四六七番
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2005